

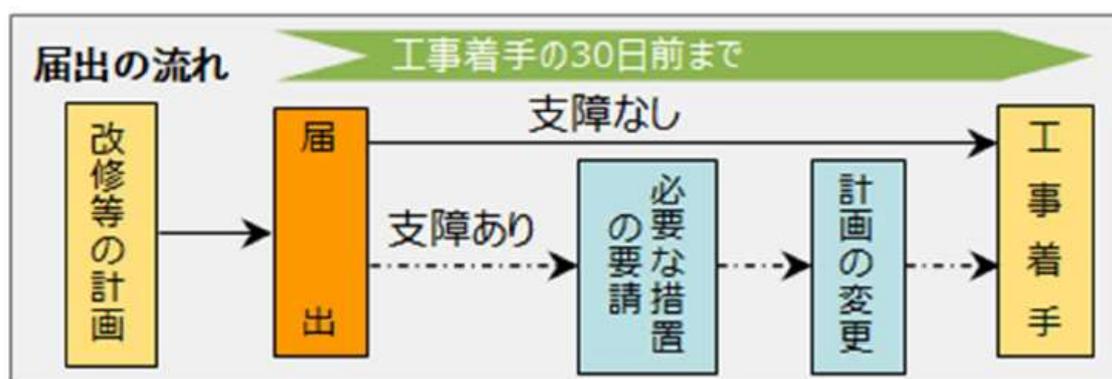
(12)届出制度

バリアフリーマスタープランで定める「移動等円滑化促進区域」の区域内において、旅客施設の建設、道路の新設（※1）など、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合、これらを実施する道路管理者、公共交通事業者等は、行為に着手する日の30日前までに市町村への届出が義務付けられています。（バリアフリー法第24条の6）

また、市町村は、届出に係る行為がバリアフリー化を図る上において、支障があると認めるときには、届出者に対し、行為の変更等の必要な措置を要請することができることとなっており、これにより、バリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

※1 旅客施設の建設、道路の新設：旅客施設は生活関連旅客施設に限られ、また、道路は、生活関連経路である道路法による道路に限られる。

●行為の届出の流れ



届出の対象となる施設及び行為は、バリアフリー法施行令第27条の規定で示されており、以下のとおりになります。

届出施設	届出対象となる行為
旅客施設 (生活関連施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路、又は、市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口 ・バリアフリールートとの出入口
道路 (生活関連経路)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連旅客施設の出入口、又は、市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

